



監査報告書

公立学校共済組合静岡支部
支部長 池上 重弘 様

監査員 岩堀 伸昭
監査員 深田 祐文

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合静岡支部の定期監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の年月日
令和 7 年 6 月 12 日 (木)
- 2 監査対象期間
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- 3 監査事項
短期・厚生年金保険・経過的長期・退職等年金・業務・保健・貸付の各経理に係る事業の内容、諸帳簿、伝票、証ひょう書類、資産の管理
- 4 監査の結果の概要
各経理とも、諸帳簿等について適切な会計処理が行われており、業務についても適正に執行されている。
- 5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
なし
- 6 文書をもって注意しなければならない事項
なし

7 その他参考事項

- (1) ベネフィット・ステーション事業の登録率・利用率ともに向上しているため、今後もより一層の利便性向上と周知をお願いしたい。
- (2) 心の健康相談事業における電話相談が新たに開始となったが、教職員のメンタル疾患が減少するように、当該事業の更なる周知をお願いしたい。
- (3) 令和8年度に予定している県立学校の総務事務集中化について、給与の認定簿等に関する事務が総務事務センターに集約されることで、学校では共済事務を行う際に給与情報等が確認できないといった状況が想定されるため、学校事務の関与を減らすことができるような仕組みづくりをお願いしたい。
- (4) 発行済みの組合員証及び被扶養者証は令和7年12月2日から使用できなくなるが、マイナンバーカードの保有率やマイナ保険証の登録率が伸び悩んでいることから、幅広く組合員へ周知するとともに、その事務処理においても学校事務の負担が増えないように配慮していただきたい。
- (5) 年金制度は身近なものである一方で、教職員が十分に理解できているとはいえない現状があることから、引き続き、年金制度改正等があった場合に、教職員に対してわかりやすく丁寧な説明をしていただきたい。